

令和8年度

上尾市朝のこどもの居場所運営事業

ご利用案内



上尾市教育委員会



令和8年度 上尾市朝のこどもの居場所運営事業 ご利用案内



保護者が朝早く出勤する場合でも、こどもを家に残すことなく安心して仕事に行けるように、本年度、上尾市では埼玉県と連携した試行事業として、午前7時から午前8時までの間、上尾小学校の体育館を利用したモデル事業として朝のこどもの居場所づくり運営事業を実施します。

□ 実施内容

保護者の就業と子育ての両立を支援するため、登校前のこどもの居場所をつくり、見守りを行うものです。

利用児童は、登校時間まで、体育館で読書や自習などをして静かに過ごします。

※ 本事業は、児童の教育又は保育を提供するものではありません。

※ 本事業は上尾市教育委員会が実施するもので、学校へのお問い合わせはお控えください。

(1) 対象児童 上尾小学校 1年生～6年生

- ・保護者の就業、疾病、介護などの理由により朝の家庭での見守りが困難な児童。
- ・保護者の方がお子さんに付き添い、実施場所（上尾小学校体育館）までお越し
いただけるご家庭の児童。

(2) 実施場所 上尾小学校 体育館

※保護者は必ず体育館の受付までお送りください。（自動車での送りは不可）

(3) 実施日 月曜日～金曜日（午前7時から午前8時まで）

なお、以下に掲げる日程は実施しません。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・長期休業期間（夏季、冬季、春季）
- ・実施校の授業がない日

(4) 利用開始日 令和8年9月1日（火）から

※令和8年8月22日以降に申請のあった方は、登録証に記載の利用開始日
（目安：申請日から10業務日以降）

(5) 利用料金 無料

□ 利用児童の過ごし方

登校開始時間になるまでは、読書や自習、静かな遊びなどをして過ごします。体育館内で走る、ボールで遊ぶなどの運動はできません。カードゲームやトランプなどの遊び道具の持ち込みはできません。本やドリルなどの持込は可能です。（持ち物には必ず名前を記載してください）

□ 利用申請方法

本事業の趣旨をご理解の上、以下の方法のいずれかで申請をお願いします。

(1) 必要書類 上尾市朝のこどもの居場所運営事業利用申請書(第1号様式)

(2) 添付書類 保護者全員の以下の書類

利用の要件	提出書類
就労	就労証明書
疾病、介護	診断書、介護被保険者証の写しなどの状態の分かるもの

(3) 申請期間 令和8年6月29日(月)～

(4) 申請方法 以下、①～③のいずれかの方法で申請してください。

※②又は③でお申込みの方は、利用申請書を記入し、添付書類と併せてご提出ください。

※利用申請書、就労証明書のダウンロードはこちらからもできます。

URL:<https://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/424234.html>



①電子申請



URL:https://apply.e-tumo.jp/city-ageo-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=121195

②窓口申請 以下の窓口に必要な書類を持参してください。

③郵送申請 以下の窓口に必要な書類を郵送してください。

【窓口申請・郵送宛先】

上尾市教育委員会

教育総務部教育総務課 庶務・ICT担当 宛

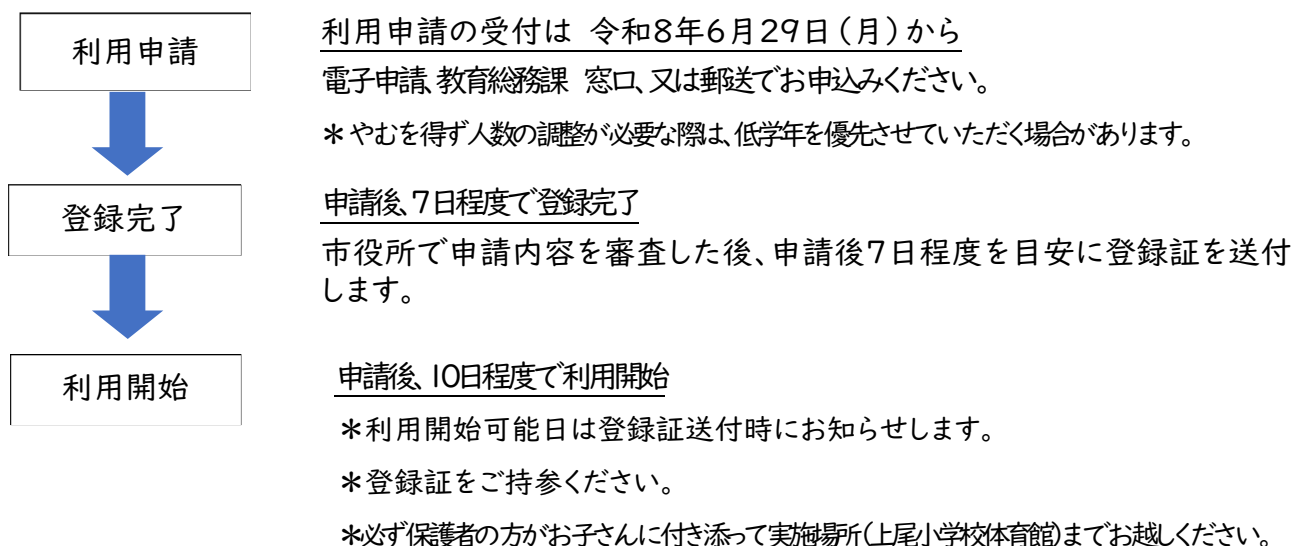
〒362-8501 上尾市本町3-1-1 本庁舎 7階 Tel:048-775-9469

開庁日 月曜日から金曜日まで／午前8時30分から午後5時まで

閉庁日 土・日曜日・祝日

年末年始・メンテナンスなどで必要とする日

□ 利用までの流れ



□ 利用時の受付について

当日の流れ

保護者と一緒に
登校・受付

受付（保護者が受付）
(7:00~7:50)

体育館で過ごす

登校時間（午前8時）に
昇降口へ移動

○正門または東門から入り、体育館に向かってください。

※昇降口及び教室の利用はできませんので、ご注意ください。

※自転車での送りの場合、駐輪場をご利用ください。

※自動車での送りは駐車場所がございませんのでご遠慮ください。

○渡り廊下で上履きに履き替えて体育館に入館してください。

※上履きをご自身でご準備ください。

○受付で保護者が登録証を提示し、受付を済ませてください。

※手前の出入口のみ開錠しています

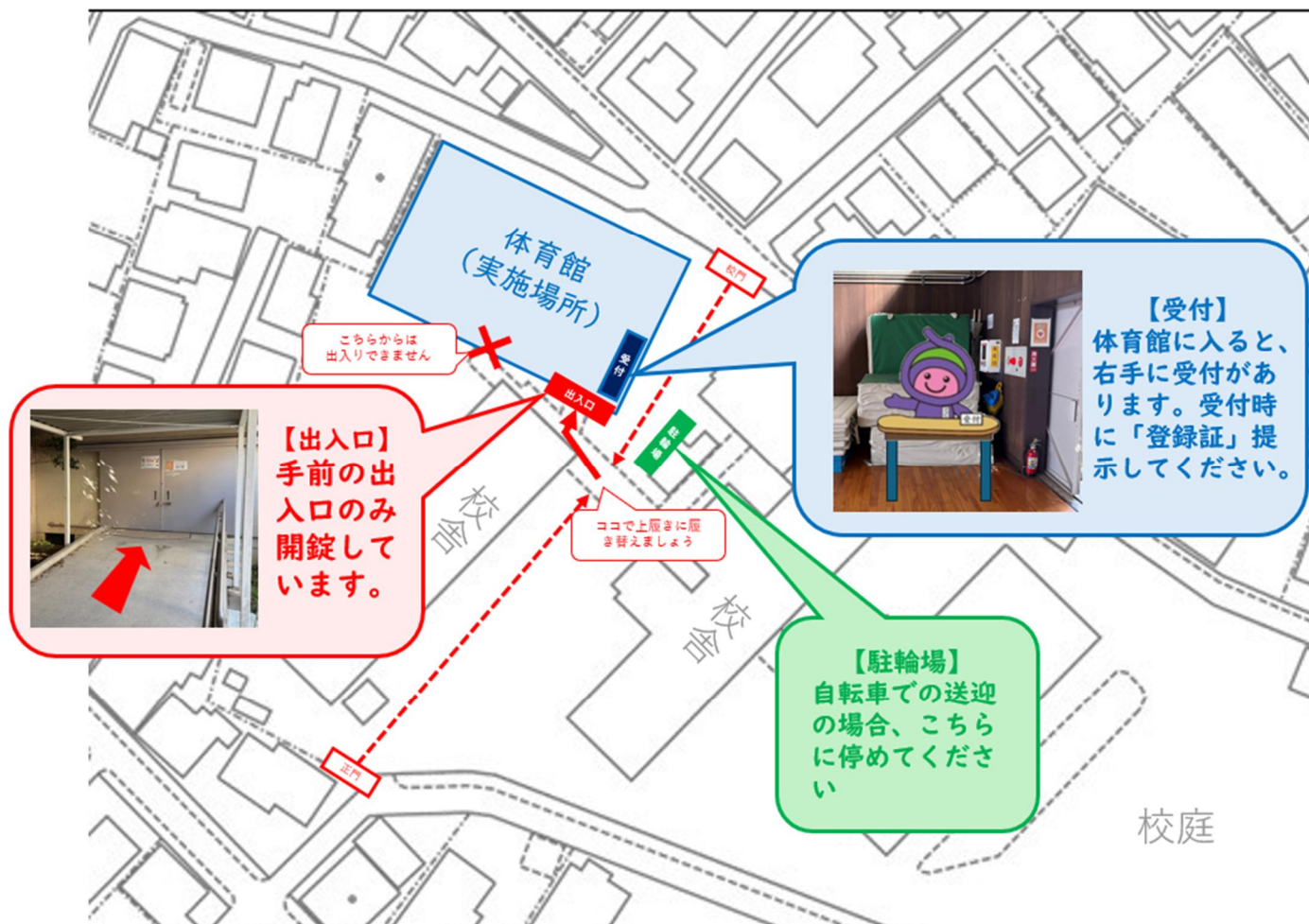
○受付開始は午前7:00からです。

※最終受付は午前7:50まで

○利用日当日の持ち物としては、

- ・学校で必要な持ち物
- ・上履き
- ・本やドリル等（持ち込みが可能）

案内図



□ 利用にあたっての留意事項

○本事業を利用する際は、事前に「利用申請」が必要です。

○利用の際は、市役所から送付される登録証をご持参ください。登録がないお子さんは利用ができません。

○保護者の方が児童に付き添い、実施場所までお越しください。

○受付開始は午前7時からとなります。午前7時前の来校はご遠慮ください。

○最終受付は午前7時50分です。午前7時50分までに実施場所にお越しください。

○駐車場はありません。徒歩又は自転車でお越し下さい。

○出欠席に関しての事前連絡は不要です。

○利用児童が体調不良の場合には利用をお控えください。

○利用児童が以下の状況にあるとき、利用を制限することがあります。

ア 感染症等により、他の児童に感染のおそれがあるとき。

イ 他の児童に危害を加えるおそれがある行為又は事業の健全な運営を妨げる行為を行うとき。

○利用中に緊急事態（災害、体調不良、事故等）が発生した場合は、見守り員が速やかに保護者又は緊急連絡先へ連絡し、状況に応じて学校、医療機関等と連携して必要な措置を講じます。

○実施場所で朝食等を食べることはできません。水筒での水分補給は可能です。

○申込人数が定員を超えた際は受入れができるように調整させていただきますが、実施場所の定員等により、やむを得ず人数の調整が必要な場合は、低学年を優先させていただくことがあります。

○試行事業のため、運用を途中で変更する場合があります。

○本事業に関する問合せは、上尾市教育委員会（教育総務課 庶務・ICT担当）へお願いします。

【お問い合わせ先】

上尾市教育委員会

教育総務部教育総務課 庶務・ICT担当

Tel:048-775-9469

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日を除く（土曜日・日曜日・祝日・年末年始・メンテナンスなどで必要とする日）

□ Q&A

Q1 児童はどのように過ごすのですか？

A1 学校生活と同様に基本的な決まりを守りながら、登校前の準備や自習、読書などをして過ごしていただきます。

Q2 朝食を持たせることはできますか？

A2 飲食はできませんので、ご自宅で朝食をとってからお越しください。
水筒での水分補給は可能です。

Q3 就業以外の理由では利用できないのですか？

A3 就業以外の理由として、疾病、介護を理由として利用可能です。

Q4 見守り員は何人いるのですか？ 見守り員は何か資格を持っていますか？

A4 2～3名の見守り員を配置します。お子さんの人数により変更になる場合があります。
見守り員は特に資格を必須としていません。

Q5 特別支援学級に通っている又は通う予定があるが、利用はできますか？

A5 本事業は保育とは異なり、居場所を提供するものであるため、特定の児童に対して見守り員を加配する等の対応はできかねます。

Q6 朝の服薬対応等はしていただけますか？

A6 本事業は保育とは異なり、居場所を提供するものであるため、対応はいたしかねます。

Q7 週1から利用は可能ですか？

A7 可能です。

Q8 学童保育所を利用している場合、利用できませんか？

A8 学童保育所の利用状況にかかわらず利用は可能です。

Q9 登録証を紛失してしまったのですが、どうしたらよいですか？

A9 再発行いたしますので、教育総務課までご連絡ください。

Q10 登校後に忘れ物に気づいた場合、自宅に取りに戻ってもよいですか？

A10 安全確保の観点から、授業開始前までに自宅に戻ることはできません。

Q11 個人用のロッカーなどがありますか？

A11 ロッカーの準備はありませんので、児童が自己管理できるよう、万が一の紛失に備え、所持品に記名をお願いします。

Q12 令和8年度の実施校は上尾小学校以外にはありますか？

A12 令和8年度は試行事業となりますので、上尾小学校のみでの実施となります。

Q13 令和9年度以降の事業実施予定はありますか？

A13 未定となります。本年度のモデル事業の効果検証を踏まえ検討してまいります。

Q14 上履きは必要ですか？

A14 上履きを持参していただく必要があります。昇降口及び教室の利用はできませんので、ご自宅からお持ちいただく必要があります。

Q15 こどもだけで受付はできますか？

A15 児童だけでの受付はできません。保護者の方が受付を行う必要がございますので、必ず一緒にお越しください。

Q16 児童が利用中に怪我をした場合、補償はありますか？

A16 利用中の児童の怪我等を対象とした保険に市が一括して加入しています。利用中に怪我等があった場合には、加入する保険の定める範囲内で補償が受けられますので教育総務課までご連絡ください。